

育児休業取得者の処遇改善について

これまで、職員の昇任については、経験年数と勤務成績によって決定されていましたが、育児休業の取得は昇任時期に次のような影響を与えていました。

今後は、育児休業の取得がキャリア形成に影響を与えないような取り扱いを実施することにしました。

①過去には同時期に採用された職員間でも、育児休業を取得した年数程度、昇任時期が遅れる傾向にありました。(下図①-1、①-2参照)

②近年は、育児休業を取得した職員であっても、能力・実績があれば、育児休業の年数に関わらず昇任できるよう運用してきましたが、昇任させようとする基準日(通常は毎年4月1日)において育児休業を取得している職員は、昇任の対象とはしてきませんでした。

(下図②-1、②-2、②-3参照)

③今回、昇任させようとする基準日に育児休業を取得している職員についても、能力・実績に応じて昇任させることとし、「育児休業の取得がキャリア形成の妨げにならない、女性が働きやすい環境づくり」を推進することとしました。

(下図③参照)

